

高松塚古墳壁画現地保存方針決定までの経緯

○現地保存方針決定への過程

昭和 47 年 4 月 5 日～6 日 第 1 回 高松塚古墳応急保存対策調査会
(座長・関野克東京国立文化財研究所長)

昭和 47 年 7 月 19 日 第 4 回 高松塚古墳応急保存対策調査会

『高松塚古墳応急保存対策調査会 中間報告』提出

「高松塚古墳は、これまでの保存科学調査からすれば、墳丘、石室等の諸条件が、壁画の保存にとって、きわめて好適なものであったとすることができる。したがって、種々の保存科学上の調査研究が完了し、恒久保存対策が確立されるまでの間は、必要最少限の応急的保存処置を実施するほか、できうるかぎり原状を保持し、古墳の内外の環境諸条件の変化を避けるべきである。・・・」

(下線は事務局で付した。以下同様。)

昭和 47 年 10 月 13 日 総合学術調査会による現地調査（9 月 30 日～10 月 10 日）終了後の Y.M.フロウドボー氏と J.フォション氏（いずれもフランス人専門家）のコメント

「この壁画は諸作業の振動で剥落し破壊される危険が多分にある。したがって、何よりもまず壁画をはずして必要作業の完成まで収蔵しておくべきであろう。再び取り付けるには、必ず前設備の殺菌後でなければならない。」

『国宝高松塚古墳壁画―保存と修理―』（以下、『保存と修理』）より（P45）

昭和 47 年 11 月 29 日 第 6 回 高松塚古墳応急保存対策調査会

『高松塚古墳応急保存対策調査会調査報告』提出 閉会

「高松塚古墳の保存では、壁画の保存を第一義としなければならない。このためには、石室環境の安定化を計り、壁画の検査を可能にする施設等を設ける必要がある。

(中略)

・・・、壁画の保存のために必要な環境の安定を確保し、その保存状況の検査を可能にするためには、保存施設として、少なくとも 2 室から成る前室を石室の前方に設けることを要する。この施設は、できうるかぎり、既発掘トレンチを利用し、入口以外は外見されないよう、墳丘内あるいは周辺の地下に設置されなければならないだろう。』『保存と修理』より（P42）

昭和 47 年 12 月 18 日 第 1 回 高松塚古墳保存対策調査会

(会長・関野克東京国立文化財研究所長)

「壁画の保存状況、史跡としての現状変更等の観点からみて、現地で保存していくことを原則とした。その上で、今後の保存対策を講じてゆく過程で問題点を整理してゆくことにした。」『保存と修理』より (P46)

* この調査会の中には、保存施設部会・壁画修復部会が設けられた。

○現地保存方針の決定

昭和 48 年 10 月 14 日 第 4 回壁画修復部会

P.モーラ氏（イタリア人専門家）から調査報告と保存方針について見解を聴収した後検討に入り、次のような結論を得た。

- (1) 壁画は歴史上・芸術上・保存上の観点から、現地保存とする。
- (2) 保存施設工事前に緊急必要な部分の応急補強処置を行う。
- (3) 保存施設工事完了後に、本格的修復作業を行う。
- (4) 応急補強処置と本格的修復は同一方法によって行う。
- (5) 修復作業に際して、必要な箇所のクリーニングを行う。
- (6) 壁画を良好に保存するための温湿度、炭酸ガスに対する適切な対策を講じる。
- (7) 壁画修復のための合成樹脂の使用及びクリーニングは、濃度等に十分留意する。

高松塚古墳壁画が現地保存に至る経緯（年表）

年	月日	事項
昭和47	3. 1	発掘調査開始（明日香村・奈良県立橿原考古学研究所）（～4. 5）
	3. 21	壁画発見
	3. 26	壁画発見の報道発表
	4. 6	第1回高松塚古墳応急保存対策調査会
	4. 7	史跡指定の諮問及び答申（6. 17史跡指定告示）
	4. 17	応急保存措置（～4. 18）
	5. 19	第2回高松塚古墳応急保存対策調査会
	6. 14	第3回高松塚古墳応急保存対策調査会
	6. 16	寄付金つき切手の発行を定めた特例法成立
	7. 19	第4回高松塚古墳応急保存対策調査会（中間報告）
	8. 21	第1回高松塚古墳総合学術調査会（美術部会・考古部会を設ける）
	9. 18	第5回高松塚古墳応急保存対策調査会
	9. 22	第2回高松塚古墳総合学術調査会
	9. 30	総合学術調査会による現地調査（～10. 10）
	10. 25	『壁画古墳高松塚』刊行（奈良県教育委員会・明日香村教育委員会）
	11. 29	第6回高松塚古墳応急保存対策調査会（恒久保存方針を検討）。閉会。
	12. 18	第1回高松塚古墳保存対策調査会（保存施設部会・壁画修理部会を設ける）
昭和48	3. 21	寄付金つき切手の発行
	3. 29	第3回高松塚古墳総合学術調査会（現地調査のまとめ）。解散。
	3. 31	『高松塚古墳壁画』刊行（高松塚古墳総合学術調査会）
	4. 23	特別史跡に指定
	5. 24	第2回高松塚古墳保存対策調査会（保存施設設置計画、壁画修理計画の検討）
	6月	壁画模写準備開始
	8月	壁画模写開始
	10. 4	第3回高松塚古墳保存対策調査会（保存施設設置計画、壁画修理計画の検討）
	10. 11	壁画修理現地調査（修理調査・試験、模写色合わせ等）（～10. 18）
	10. 14	壁画修理部会（現地保存方針の決定）
昭和49	2. 7	第4回高松塚古墳保存対策調査会（保存施設設置計画案の提出）保存施設WG
	3. 5	第5回高松塚古墳保存対策調査会（保存施設の基本設計を承認）
	3. 21	壁画模写完成
	3. 31	壁画模写の報道公開
	4. 17	壁画（4面）を重要文化財に指定。同日、国宝に指定。出土品を重要文化財に指定。
	4. 23	第6回高松塚古墳保存対策調査会
	4. 28	壁画模写及び出土品を奈良・岡山・福岡・仙台・東京で公開（～7. 14）
	5. 6	保存施設WGで保存施設の設計等を最終的にまとめる
	7. 1	保存施設設置工事開始
	8. 5	保存施設設置工事に伴う事前発掘調査（1F部分）開始（～8. 14）
	11. 23	保存施設設置工事に伴う事前発掘調査（2F部分）開始（～12. 4）
	12. 25	保存施設（1F、2F）工事完了
昭和50	4. 23	第7回高松塚古墳保存対策調査会（空調機器の基本内容承認他）
	8. 27	空調機器関係設備工事開始
	9. 22	空調用電気ケーブル埋設に伴う事前発掘調査（～9. 25）
昭和51	1. 28	空調機器関係設備工事完了検査。同日運転開始。
	2. 16	壁画修理作業開始
	3. 29	保存施設竣工式